

松江四中 危機管理マニュアル

地震



火災



風水害

不審者

学校事故

交通事故

防災 防犯

食物アレルギー



令和2年

江戸川区立松江第四中学校

目次

はじめに

災害時対応の概要

事故発生時の対応

1 本部組織

2 基本対応及びその流れ

3 地震について

- (1) 発生時間による対応について
- (2) 震度5弱以下の場合
- (3) 震度5強以上の場合
- (4) 警戒宣言発令の場合

4 火災について

- (1) 在校時及び放課後
- (2) 学校外、休日、夜間

5 風水害について

- (1) 在校時及び放課後（部活動中等）
- (2) 登校・始業前

6 不審者対策について

7 学校事故について

- (1) 事故発生現場での状況把握と措置
- (2) 事故発生時の緊急連絡体制
- (3) 事故発生後の報告と事後処理
- (4) 水泳事故
- (5) 部活動に関する事故
 - ア 熱中症
 - イ けが・意識不明 等

8 登下校中の交通事故について

9 防災・防犯対策について

10 食物アレルギーについて

附則 災害時の服務について

はじめに

I 危機管理について

学校は、生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。

学校は、災害時に児童・生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期するため、学校の防災に関する危機管理計画を作成するとともに、教職員の防災意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定めておくことが必要である。

また、児童・生徒の安全確保のため、災害時における校長を本部長とした学校災害対策本部の組織をあらかじめ定め、教職員の役割分担を行うとともに、校長が不在の場合、休日・夜間で教職員が少ない場合、他の担当への応援が必要な場合等を想定し、臨機応変の対応が取れるように計画し、教職員、保護者等に周知徹底を行う。

なお、家庭や地域と連携した避難（防災）訓練、防災教育、防災研修の充実とともに、災害時の避難所支援を想定し、日ごろから、市教育委員会、防災課及び家庭・地域との連携を図り、学校の防災体制の整備を行うことが大切である。

※危機対応の基本姿勢「さしすせそ」

さ 最悪にお事態を想定して対応

し 慎重に

す 素早く（慌てず、焦らず、諦めず）

せ 誠意をもって（目に見える、具体的な形で）

そ 組織で対応

II 危機管理の目的

学校は、児童・生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事故・事件が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

1 生徒や教職員の命を守る。

2 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。

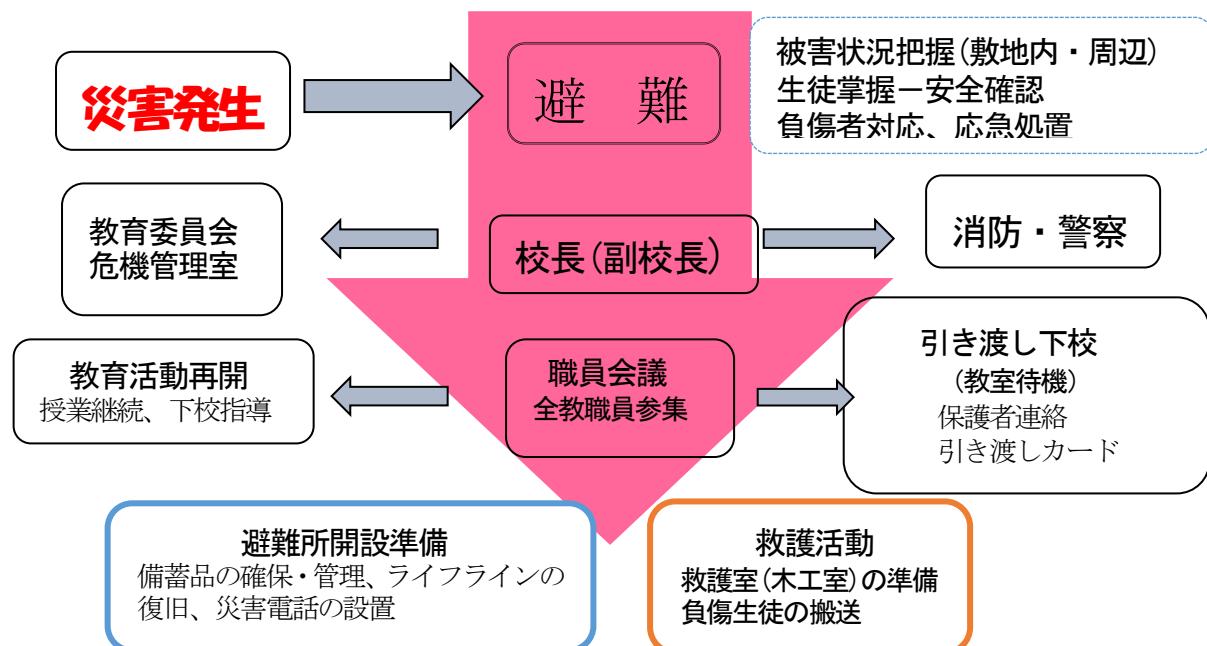
3 事件・事故や災害が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。

4 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

5 災害発生時は、地域住民と協力し、円滑な避難所開設及び運営を行う。

そこで、上記の目的を達成するためにマニュアルを作成した。

災害時対応の概要



避難所開設

教育委員会
危機管理室

本部

管理職・主幹教諭・企画会職員

救護・相談

(保健給食)
医療機関との連携
救護室の開設
談話室の開設

安全管理 (生活指導)
避難所の安全確認
帰宅困難生徒の管理

避難所運営会議 (教務)

使用場所の割り振り
関係機関との連絡調整
ボランティア受け入れ
マスコミ対応

食糧・物資 (主事)

物資の把握
管理・配給・炊出し

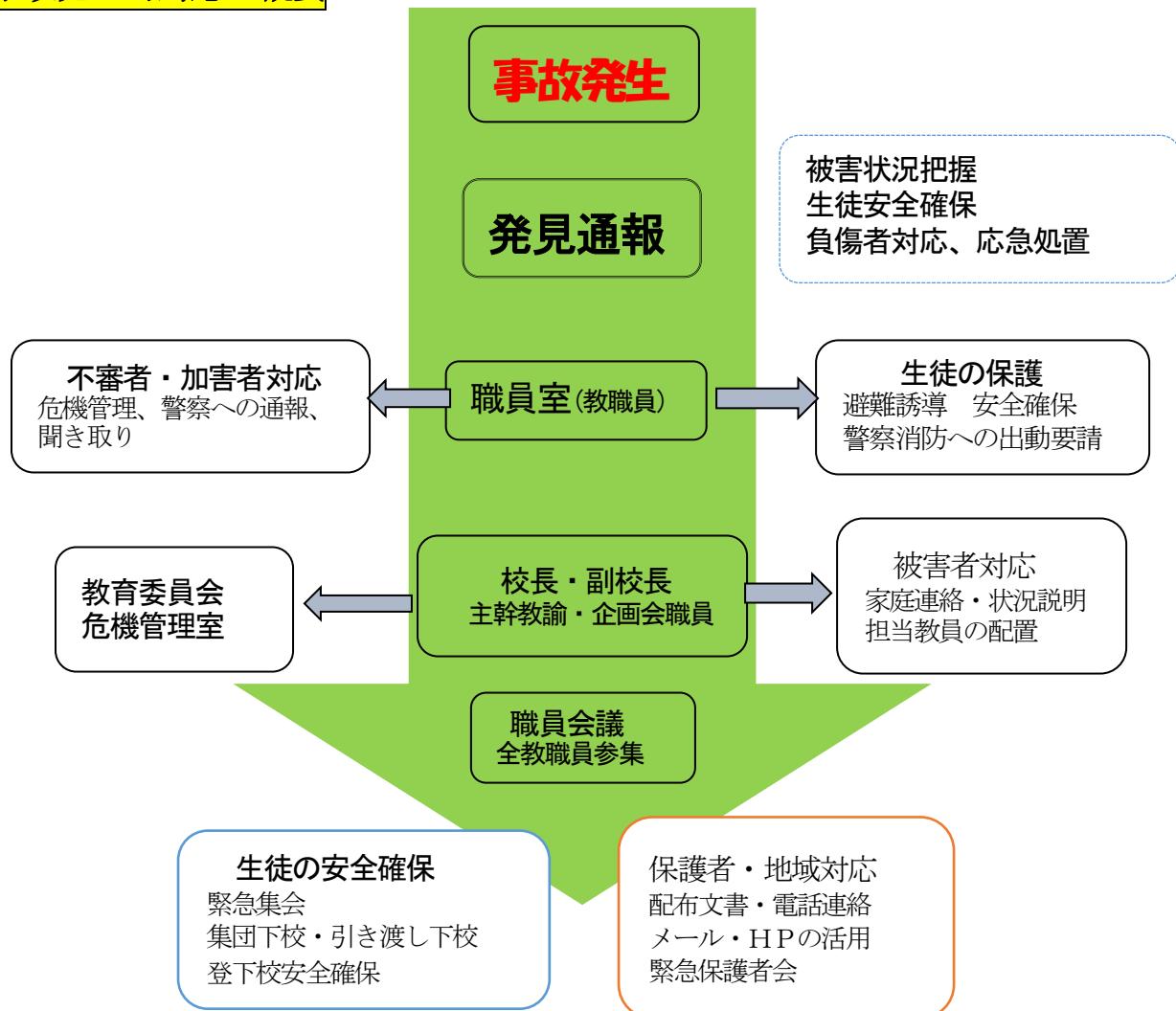
被災者管理 (教務)
受付名簿の管理
来校者への対応

情報管理 (情報推進)
情報収集・管理・発信
メール・HPの活用
他の避難所との連絡

衛生 (主事・生活指導)

ゴミ集積所の設置
トイレの確保と
衛生管理

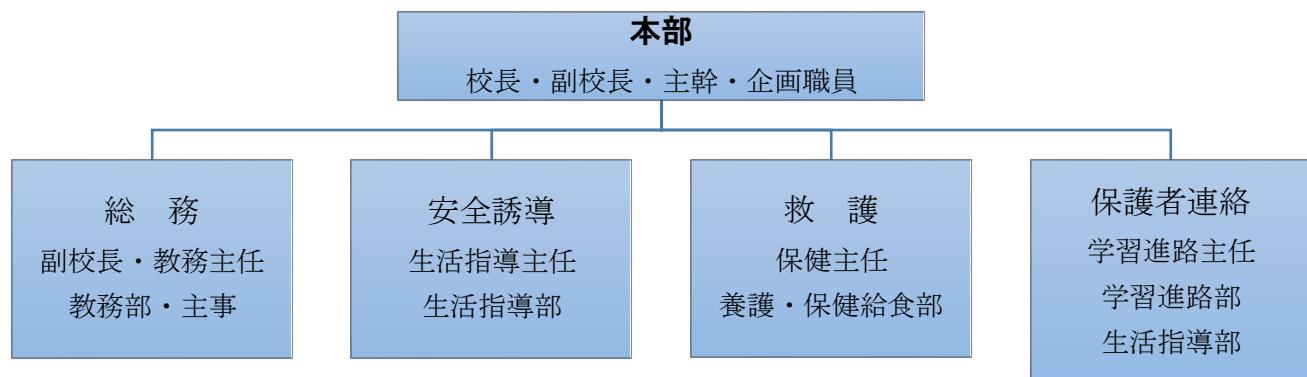
事故発生時対応の概要



緊急連絡先一覧

東京都水道局	03-5326-1101
東京電力	0120-995-002
東京ガス	0570-002211
江戸川区教育本部	03-5662-1621
江戸川区危機管理室	03-5662-2037
江戸川消防署	03-3656-0119
小松川警察署	03-3674-0110
江戸川区保健所	03-5661-2464

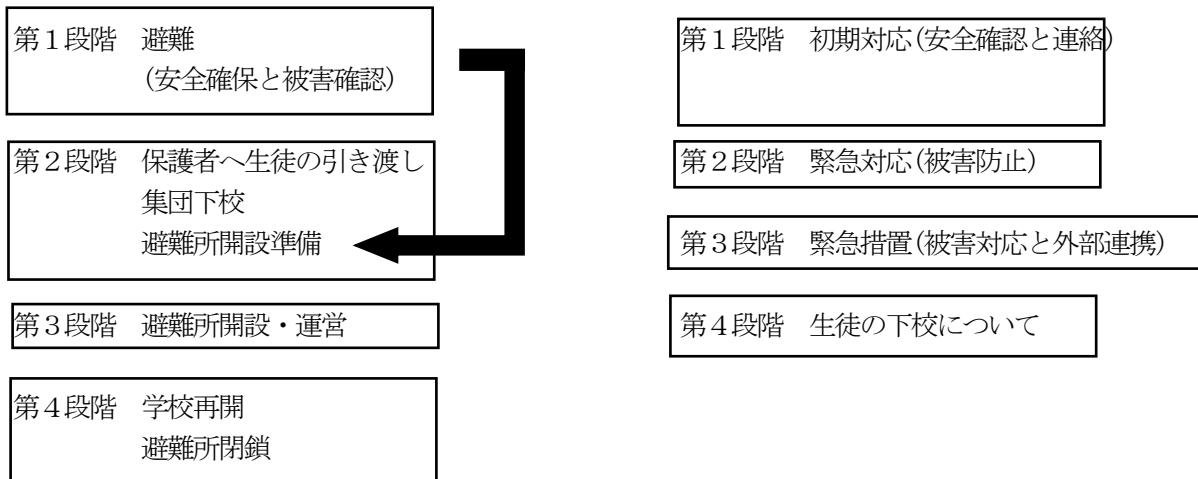
1. 本部組織



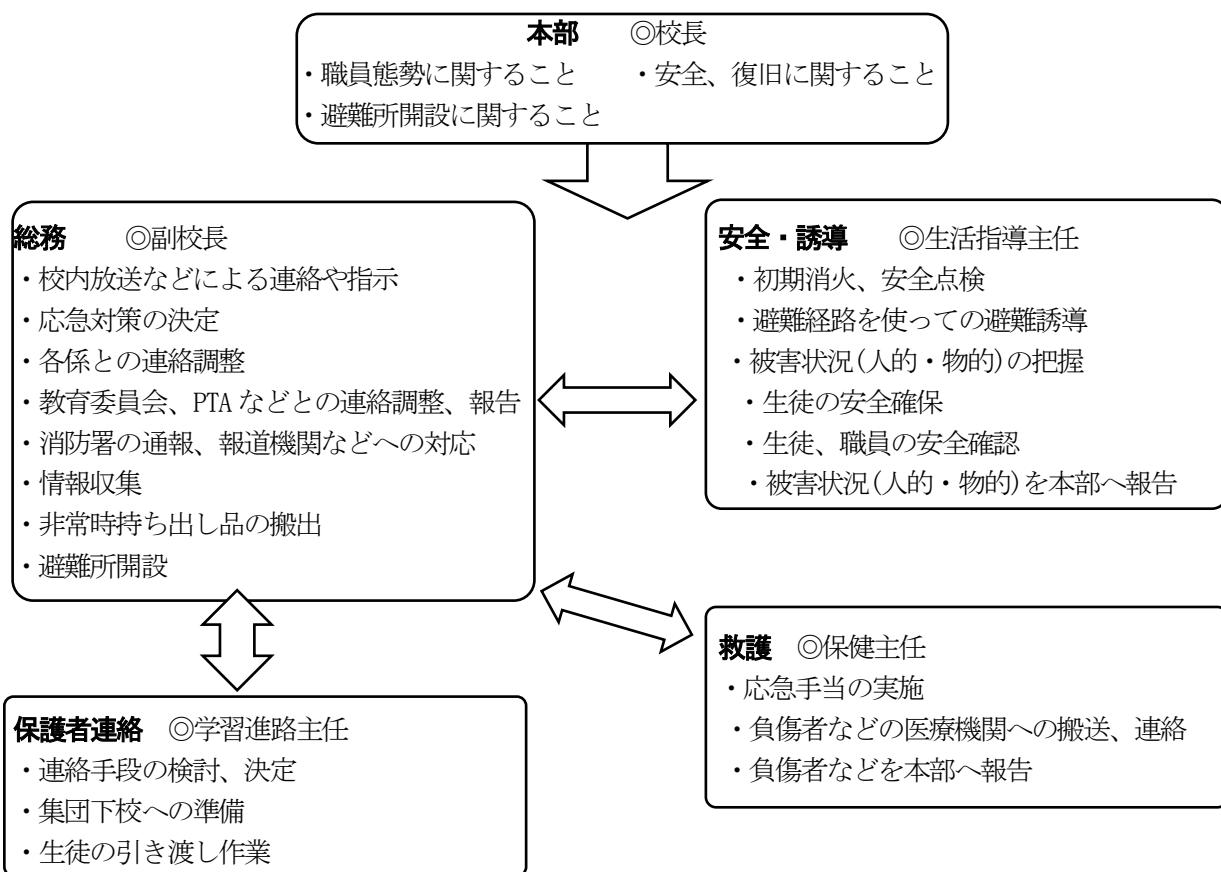
名 称	役 割	分担 (分掌)
本 部	1 職員態勢に関すること 2 生徒の救護、安全に関すること 3 被害状況及び応急復旧対策に関すること 4 避難所開設に関すること	<input type="radio"/> 校長 <input type="radio"/> 副校長 <input type="radio"/> 主幹教諭 <input type="radio"/> 企画会職員
総 务	1 校内放送などによる連絡や指示 2 応急対策の決定 3 各係との連絡調整 4 教育委員会、PTAなどとの連絡調整 5 消防署等への通報、報道機関との対応 6 情報収集と発信 7 非常持ち出し品の搬出 8 帰宅困難生徒の避難場所の確保 9 避難所運営マニュアルの運用、避難所開設準備 10 帰宅困難者、避難住民の受け入れ準備	<input type="radio"/> 副校長 <input type="radio"/> 教務主任 <input type="radio"/> 教務部員 <input type="radio"/> 事務主事 <input type="radio"/> 用務主事
安全誘導	1 初期消火、初期対応、安全点検 2 避難経路の確保と避難誘導 3 被害状況の把握（人的被害、物的被害） 4 生徒の安全確保 5 生徒、教職員の安全確認 6 被害状況の報告（人的被害、物的被害）	<input type="radio"/> 生活指導主任 <input type="radio"/> 生活指導部員
救 護	1 応急手当、負傷者の搬送、救護所の設置 2 医療機関との連携、搬送 3 負傷者の状況報告	<input type="radio"/> 保健部主任 <input type="radio"/> 養護教諭 <input type="radio"/> 保健給食部員
保護者連絡	1 連絡方法、手順の決定 2 下校及び引き渡しに関する事務 3 帰宅困難生徒への対応	<input type="radio"/> 学習進路主任 <input type="radio"/> 学習進路部員 <input type="radio"/> 生活指導部員

2. 基本対応及びその流れ

災害発生



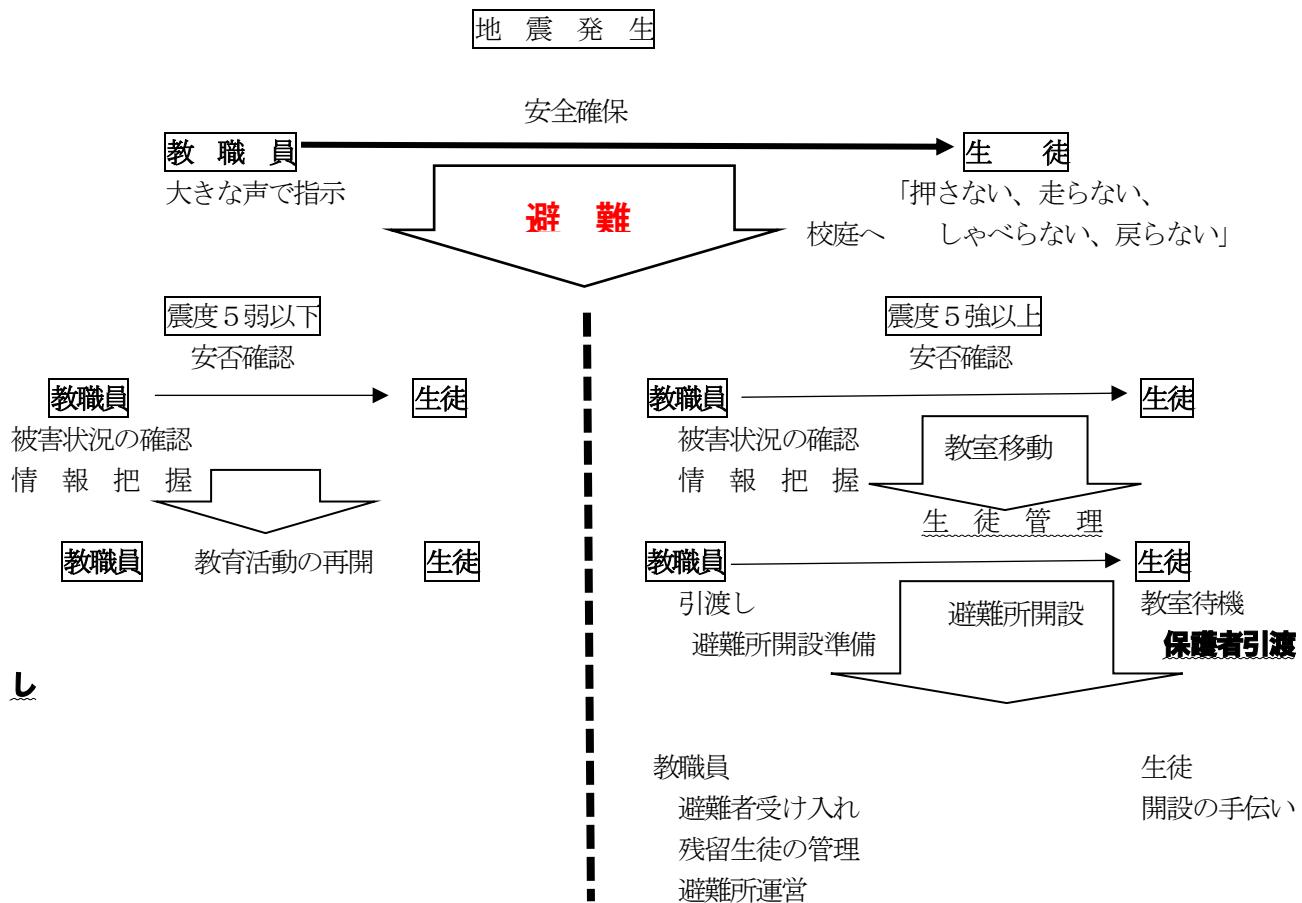
学校対策本部 イメージ図



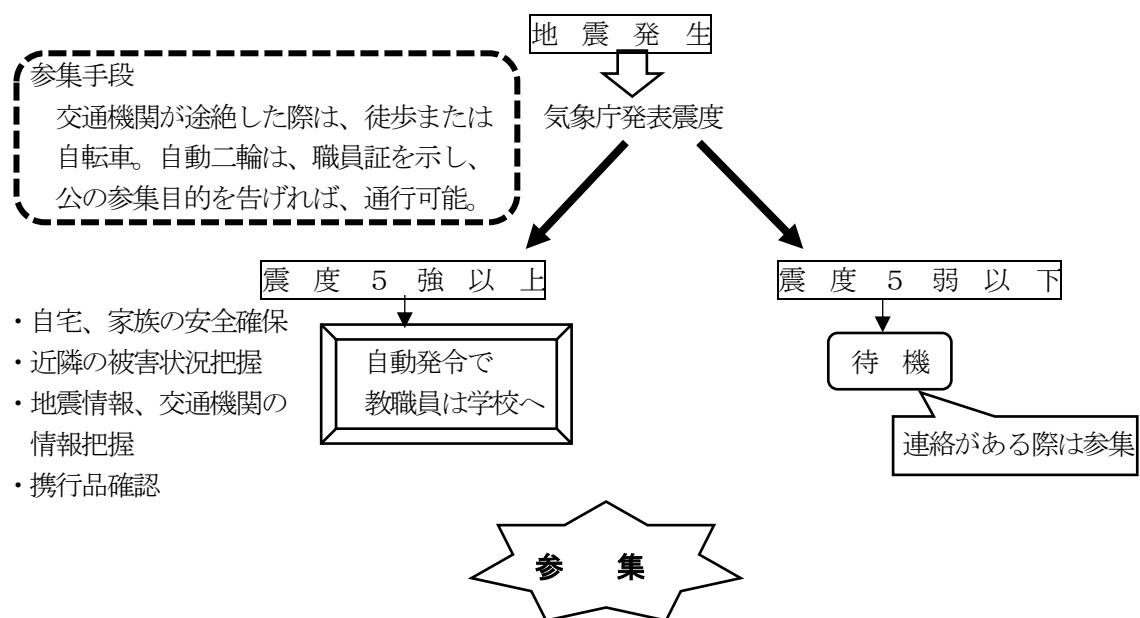
3. 地震

(1) 発生時間による対応について

○勤務時間内



○勤務時間外



(2) 震度5弱以下の場合

地震発生（震度5弱以下）

第一段階 生徒・教職員の安全確保（その場で）

- ・大きな声での的確な指示：「頭部の保護」「机下への避難」「動くな」

第二段階 避難

- ・校庭へ避難する
- ・大きな声での的確に指示する
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・避難誘導、負傷者搬送など

第三段階 避難後の生徒・教職員の安全確認

- ・生徒、教職員の安否確認
- ・負傷者の確認と応急処置

第四段階 避難後の学校の対応

- ・生徒の不安への対処
- ・敷地内の被害状況の把握及び安全確認
- ・情報収集：地震の規模、二次災害の危険性など情報把握

第五段階 教育活動の再開

- ・安全確認後、教育活動を再開する

生徒を下校させる際の留意事項

- ・二次災害の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・生徒の帰宅先および帰宅後の状況（一人きりにならないか）
- ・生徒の家庭周辺の安全状況の確認

日常の留意事項

- ・様々な状況を想定し、複数の避難場所を決めておく。
- ・避難場所、避難経路を生徒・教職員に周知させ、訓練を実施する。
- ・災害発生時の教職員の役割分担を明確にし、シミュレーションを行う。
- ・管理職が不在の折の連絡方法と代行責任者を決めておく。

緊急連絡先		
水道	東京都水道局	03-5326-1101
電気	東京電力株式会社 江東支社	0120-995-002
ガス	東京ガス	0570-002211

(3) 震度5強以上の場合

地震発生（震度5強以上）

生徒	教職員	避難者						
安全確保	・校庭避難 ・安全確認	・安全確認 ・緊急地震速報 ・被害状況の確認 ・各機関との連絡						
		生徒対応						
状況確認	・教室へ移動	・生徒へ状況説明 ・生徒の管理 ・区教委との連絡 ・周辺状況確認						
引渡し 開設準備	・教室待機 ・引取り者が 来た生徒から 帰宅する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>生徒対応</th> <th>避難所開設準備</th> <th>・校庭で待機 ・負傷者は木工室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・保護者連絡 ・引渡しカード準備 ・生徒の管理 ・残留学生の確認</td> <td>・災害対策本部との連絡 調整 ・ライフライン復旧作業 ・受付準備、西門開錠</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	生徒対応	避難所開設準備	・校庭で待機 ・負傷者は木工室	・保護者連絡 ・引渡しカード準備 ・生徒の管理 ・残留学生の確認	・災害対策本部との連絡 調整 ・ライフライン復旧作業 ・受付準備、西門開錠	
生徒対応	避難所開設準備	・校庭で待機 ・負傷者は木工室						
・保護者連絡 ・引渡しカード準備 ・生徒の管理 ・残留学生の確認	・災害対策本部との連絡 調整 ・ライフライン復旧作業 ・受付準備、西門開錠							
開 設	<ul style="list-style-type: none"> ・男：2階 女：3階 で残留する ・引取り者が 来た生徒から 帰宅する 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>生徒対応</th> <th>避難所運営</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・残留学生 の管理 ・保護者へ の連絡 </td> <td> ○総務 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の開催 ・行政機関との連絡、調整 ○情報 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 広報 <ul style="list-style-type: none"> ・他避難場所との連携 ・災害伝言ダイヤル活用 ○避難者 管理 <ul style="list-style-type: none"> ・受付、名簿の管理 ・来校者への対応 ○安全 管理 <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認とパトロール ・戸締りと当直計画 ・残留学生の管理 ○食糧 物資 <ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資の把握 ・管理及び配給 ・炊き出し ○救護 相談 <ul style="list-style-type: none"> ・救護室開設(木工室) ・談話室開設(図書室) ・医療機関との連携 ○衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置 ・トイレの管理感染防止 対策 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議 の開催 ・各担当者の決定 ・自主運営へ </td> </tr> </tbody> </table>	生徒対応	避難所運営		<ul style="list-style-type: none"> ・残留学生 の管理 ・保護者へ の連絡 	○総務 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の開催 ・行政機関との連絡、調整 ○情報 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 広報 <ul style="list-style-type: none"> ・他避難場所との連携 ・災害伝言ダイヤル活用 ○避難者 管理 <ul style="list-style-type: none"> ・受付、名簿の管理 ・来校者への対応 ○安全 管理 <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認とパトロール ・戸締りと当直計画 ・残留学生の管理 ○食糧 物資 <ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資の把握 ・管理及び配給 ・炊き出し ○救護 相談 <ul style="list-style-type: none"> ・救護室開設(木工室) ・談話室開設(図書室) ・医療機関との連携 ○衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置 ・トイレの管理感染防止 対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議 の開催 ・各担当者の決定 ・自主運営へ
生徒対応	避難所運営							
<ul style="list-style-type: none"> ・残留学生 の管理 ・保護者へ の連絡 	○総務 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の開催 ・行政機関との連絡、調整 ○情報 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 広報 <ul style="list-style-type: none"> ・他避難場所との連携 ・災害伝言ダイヤル活用 ○避難者 管理 <ul style="list-style-type: none"> ・受付、名簿の管理 ・来校者への対応 ○安全 管理 <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認とパトロール ・戸締りと当直計画 ・残留学生の管理 ○食糧 物資 <ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資の把握 ・管理及び配給 ・炊き出し ○救護 相談 <ul style="list-style-type: none"> ・救護室開設(木工室) ・談話室開設(図書室) ・医療機関との連携 ○衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置 ・トイレの管理感染防止 対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議 の開催 ・各担当者の決定 ・自主運営へ 						

緊急連絡先

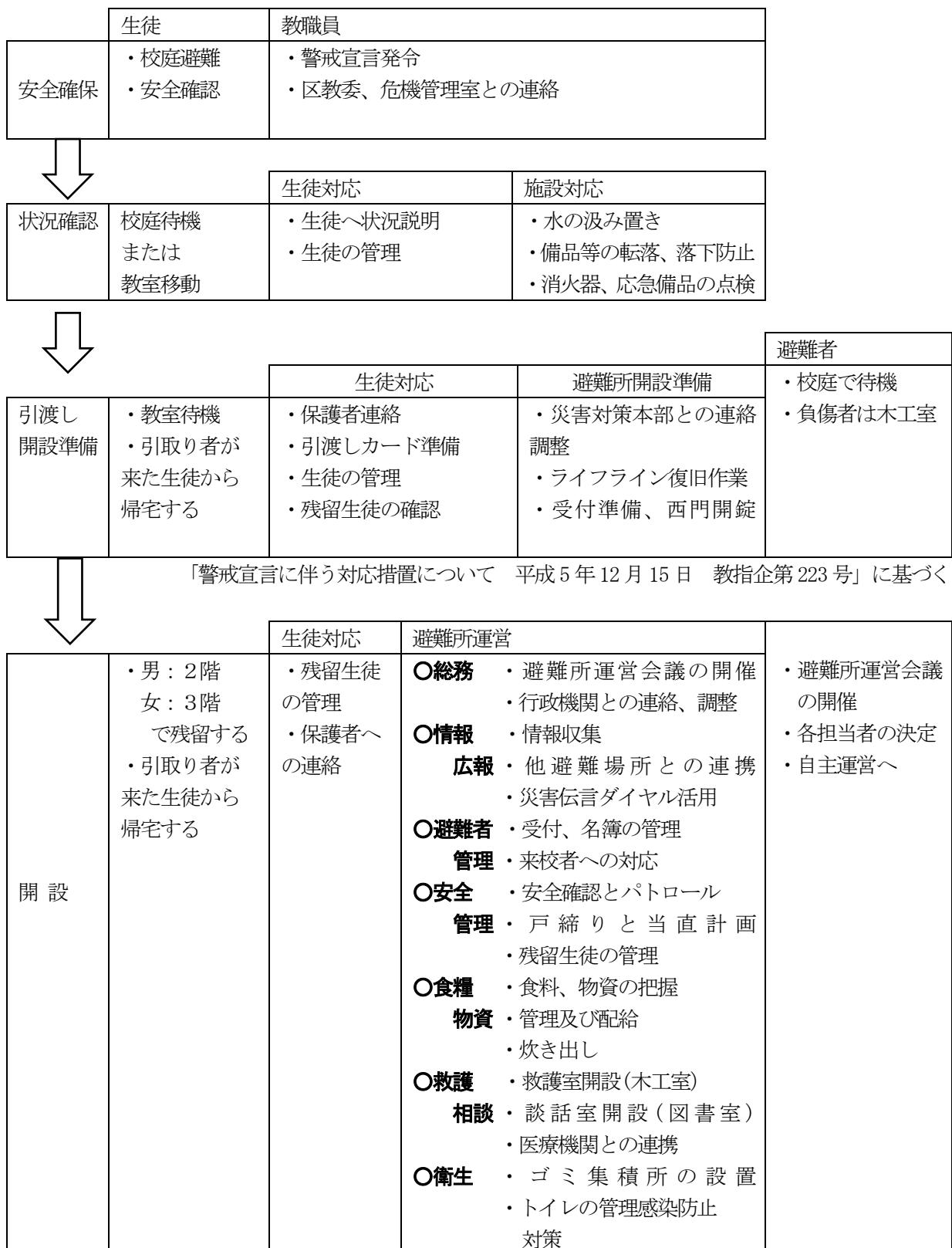
江戸川区教育本部 03-5662-1621

江戸川消防署 03-3656-0119

江戸川区危機管理室 03-5662-2037

(4) 警戒宣言発令の場合

警戒宣言発令



緊急連絡先

江戸川区教育本部 03-5662-1621
江戸川消防署 03-3656-0119

江戸川区危機管理室 03-5662-2037

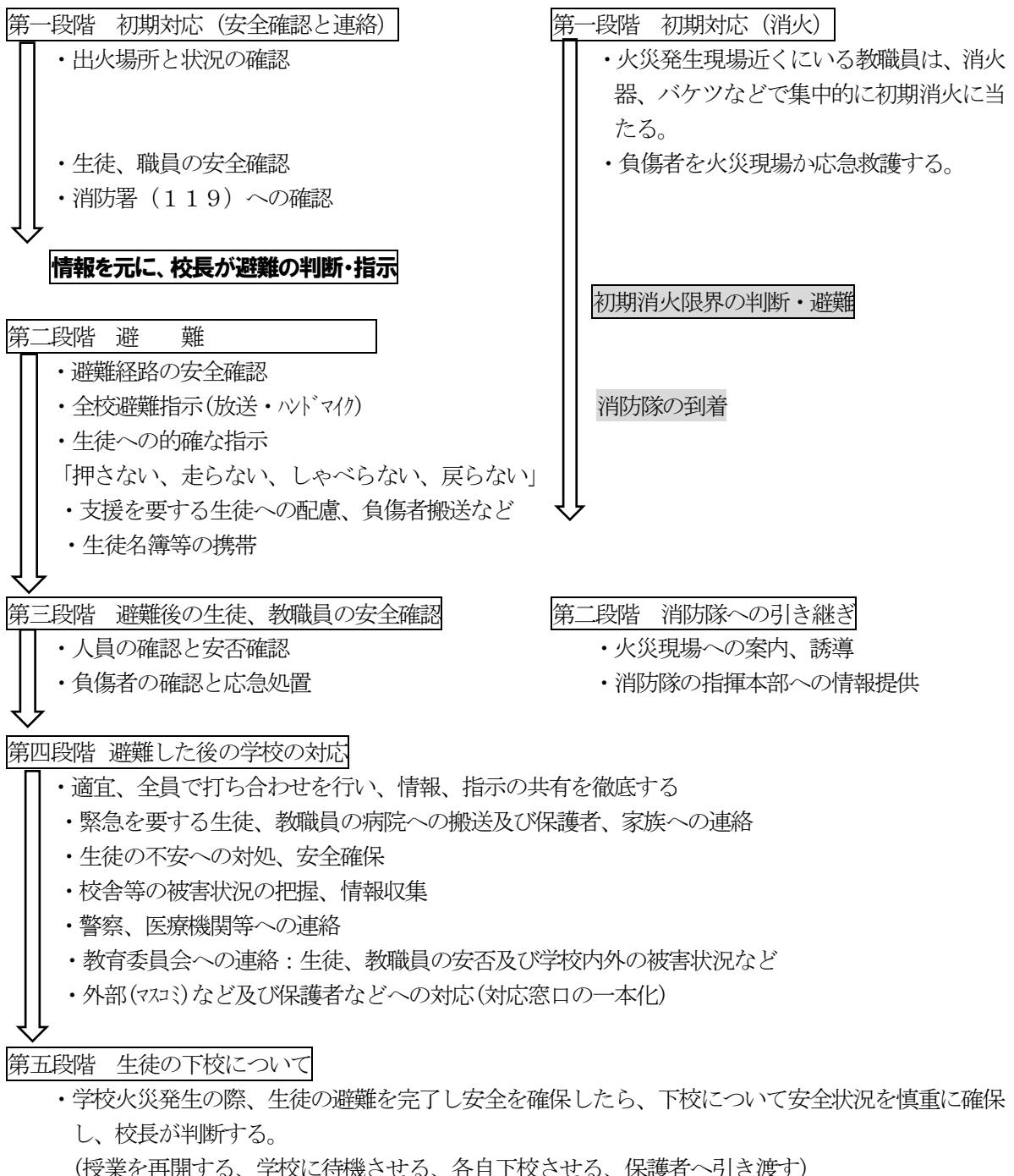
4. 火災について 江戸川消防署 03-3656-0119

(1) 在校時及び放課後 (部活動中等)

【日常の備え】

- ・状況を想定し、複数の避難場所を決めておく
- ・避難場所、避難経路を教職員、生徒に周知し、想定した火災に基づく避難訓練を実施する
- ・火災発生時の初期対応(初期消火・連絡・避難誘導等)の各教職員の役割を明確にする
- ・校内の消火設備の設置場所、及び消化器や屋内消火栓の使用方法を確認しておく
- ・管理職不在時の責任者を決める

火災発生



(2-1) 学校外の諸活動時(修学旅行・林間学校・校外学習・部活等)

【日常の備え】

- ・修学旅行や移動教室などの校外学習や公害で部活動を実施する際は、見学施設、宿泊施設、利用施設等における、火災発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、生徒等に事前指導を行う。
- ・緊急連絡網を作成しておき、災害発生時に連絡が取れるようにしておく。
- ・生徒引率願いを副校長に提出しておく。
- ・支援を要する生徒への対応は十分に配慮する。

火災発生

第一段階 生徒の安全確保

- 教職員
- ・出火場所と火災状況を把握し、生徒へ避難指示を行う。
(施設管理者の指示に従う。)
 - ・出火場所と火災状況を把握し、生徒へ避難指示を行う。
 - ・列車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
 - ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。

第二段階 避 難

第三段階 避難後の生徒の安全確認

- 教職員
- ・学校の避難と同じように対応する。
 - ・緊急連絡用の生徒名簿等を携行する。
- 生徒
- ・学校の避難と同じように対応する。
 - ・勝手な行動は絶対に慎む。

第四段階 生徒が安全な場所へ避難した後の学校の対応

教職員 (被災現場での対応)

- ・生徒、教職員の安全確保の状況、火災の状況を校長に報告する。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送し、保護者、家族へ連絡する。

情報伝達
現場対応

校長

- ・校外活動中の生徒、教職員の安全状況を確認する。

教職員

- ・生徒、教職員が安全な場所まで移動した後、保護者への引き渡しができる

よう、電話、配信メール、学校ホームページを利用し、連絡、調整を行う。

- ・火災状況、生徒、教職員の安否等を教育委員会に報告する。

保護者

- ・地域対応を協議会と検討し、必要な支援を要請する。

連絡班

安否確認
対応決定

(2-2)休日、夜間等(校舎内外に生徒はない場合)

【日常の備え】

- ・休日、夜間等に学校で火災が起った(火災に巻き込まれた)際を想定し、教職員が学校へ参集できる緊急時の連絡体制及び対応の確認をしておく。

火災発生

第一段階 安全な方法で教職員は学校へ参集

- ↓
- 教職員
- ・学校が出火した際、または、学校が火災により被害を受けた際は、参集可能な教職員は、応急対策を講じるために速やかに学校に集合する。
 - ※職員緊急連絡網を自宅に掲示しておくことが望ましい

第二段階 教職員が参集した後の学校の対応

- 校長
- ①教職員が参集したら、仕事分担を行う。
- 教職員
- ②校舎施設の被害状況を把握する。
 - ③教育委員会への連絡をする。
- 総括
- ・被害状況、その他学校内外の状況、指導事項の確認など
 - ・状況に応じて臨時休校等の措置
 - ④外部との対応(保護者、マスコミ等からの照会に対する対応)
 - ・今後の対応等を保護者等に周知徹底する。
 - ・マスコミ対応については、火災の規模、被害状況等を確実に把握(消防署の指示に従う)し、対応窓口を一本化して対応する。
 - ・学校周辺地域の被害状況を、関係機関と連絡を取り把握する。
 - ・地域対応を協議会と検討し、必要な支援を要請する。
 - ⑤翌日からの教育活動の再開等について教育委員会等と協議、検討し、生徒、保護者、教職員へ連絡する。

情報の収集・伝達

- 教職員
- ①校舎施設の被害状況の把握
 - ・消防署、警察等の指示を仰ぎながら被害状況、安全確認を行い、
- 安全・
- 今後の対応を検討する。
- 誘導班
- ・危険箇所の立ち入り禁止等の措置

安否確認
被害状況
の把握

5. 風水害について

(1) 在校時及び放課後(部活動中等)

【日常の備え】

- ・年度当初に注意報、警報発令時の学校の対応について、生徒、保護者に周知徹底しておく、風水害等の災害発生を想定して通学路における危険箇所を認識させておく。
- ・緊急時の連絡網を作成しておき、災害発生時の連絡体制を確立しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・管理職不在時は主幹が責任者となる。(管理職との連絡を密にする)

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが重要!

風水害等の発生のおそれ(注意報発令)

区教育との連絡

- ・授業を継続すれば、生徒の下校、教職員の帰宅が不可能になると判断される状況が生じた場合、通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、**校長が判断する。**

(生徒を下校させる・生徒を学校に待機させる)

風水害等の発生のおそれ(警報発令)

区長が避難勧告

第一段階 生徒の下校の判断

- ・暴風警報が発令された場合、その他の警報が発令され授業を継続すれば、生徒の下校、教職員の帰宅が不可能になると判断される状況が生じた場合、通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。

(生徒を下校させる・生徒を学校に待機させる)

記録的短時間大雨情報

土砂災害警戒情報

- ・以下の場合は原則、学校に待機させ、生徒は保護者等への引き渡しとする。
 - 記録的短時間大雨情報が発表
 - 避難勧告や避難指示が出た地域
 - 土砂災害警戒情報が発表
 - 通学路の安全確認ができない時

第二段階 避難所開設の依頼があったとき避難所の開設支援

避難所開設

〈校内の安全管理〉

- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
- ・情報収集：台風の規模と今後の動き、洪水、高潮、土砂災害等の二次災害の危険性の情報を把握する。(江戸川区HP・東京都防災HP・気象庁HP・防災無線)
- ・教育委員会への連絡：学校内外の被害状況、臨時休校措置の報告、指導事項の確認等
- ・外部対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する窓口対応の一本化

〈避難所開設の支援〉

- ・洪水、土砂災害等の発生、あるいは危険のため避難勧告等が発令され、区より避難所開設依頼があった際は、各町会と連携しながら避難所運営支援に当たる。

(※校内にいる生徒も可能な限り、避難所運営支援を手伝う。)

第三段階 生徒の下校、職員の北区について

- ・洪水、土砂災害等で帰宅することが出来ない生徒、教職員が学校内で待機している場合は、通学路の安全及び交通機関の運行状況について確認し、校長が判断する。

(学校で継続して待機させる・各自下校させる(集団下校)・保護者へ引き渡す)

区より
避難所開設の依頼

消防団学校参集

避難所開設

(2)登校・始業前

【日常の備え】

- ・年度当初に注意報、警報発令に対する学校の対応について、生徒及び保護者に周知徹底しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・登校前の対応について各教職員に周知徹底しておく。

風水害等の発生のおそれ(注意報発令)

管理職(管理職不在時は主幹が責任者となるが、管理職との連絡を密にする)

- ・TV、ラジオ、インターネット等で最新の情報を収集する。
(江戸川区HP・東京都防災HP・気象庁HP・防災無線)
(台風・低気圧の規模や今後の動き、洪水・土砂災害等の危険性等の情報把握等)
- ・可能な限り、前日の生徒下校までに企画会を開き、今後の対応を協議し、校長が判断する。
- ・保護者通知文を作成し、配布する。
- ・配信メール、学校のホームページへの掲載等も活用する。
- ・生徒への対応(休校措置等)を区教育委員会に報告する。

教職員

- ・注意報(強風、大雨、洪水等)が発令中は、可能であれば安全に十分注意して出勤する。
- ・生徒、保護者からの電話等の問い合わせに対応する。

生徒

- ・前日に配布された通知文に従い、登校を判断する。
- ・注意報(強風、大雨、洪水等)が発令中で、各家庭で登校しても安全であると判断される場合、安全に十分注意して登校する。
- ・注意報(強風、大雨、洪水等)が発令中で、登校することで通学途上身の危険にさらされるおそれがあると各家庭で判断した場合、学校に連絡して自宅待機し、安全な状況になれば登校する。
- ・判断が難しい場合、学校に電話で問い合わせて指示を受ける。

重大な風水害等の発生のおそれ(警報発令)

管理職(管理職不在時は主幹が責任者となるが、管理職との連絡を密にする)

- ・TV、ラジオ、インターネット等で最新の情報を収集する。
(江戸川区HP・東京都防災HP・気象庁HP・防災無線)
(台風・低気圧の規模や今後の動き、洪水・土砂災害等の危険性等の情報把握等)
- ・可能な限り、前日の生徒下校までに企画会を開き、今後の対応を協議し、校長が判断する。
- ・保護者通知文を作成し、配布する。

教職員

- ・暴風警報が発令中は、生徒は自宅待機となるが、可能であれば安全に十分注意して出勤する。出勤途上に身の危険があると判断される場合、学校に連絡した上で自宅待機し、出勤可能と判断される状況になれば、速やかに出勤する。
- ・早朝から出勤可能な職員は、生徒、保護者からの電話等の問い合わせに対応する。

生徒

- ・前日に配布された通知文に従い、登校を判断する。
- ・暴風警報が発令中の場合は、生徒は安全を第一に考え、暴風警報が解除されるまで自宅待機とする。解除後の対応は、通知文、学校のホームページ 等で確認する。(原則的に、電話で問い合わせない。)
- ・暴風警報以外の警報が発令中の場合は、気象状況から、登校しても安全であると各家庭で判断される場合、安全に十分注意して登校する。また、暴風警報以外の警報が発令中の場合は、登校することで通学途中、身の危険にさらされる恐れがあると各家庭で判断した場合、学校に連絡して自宅待機する。

6. 不審者侵入対応について

関係者以外の校内への立ち入り

受付で記名・名札の使用

不審者侵入などの事件・事故の発生

第一段階 初期対応 (安全確認と連絡)

○第一発見者の声掛け

- 用件を聞き、正当な理由がない際は、退去を求める → ※退去した
 **再侵入した**

○第一発見者

- 危害を加える恐れ、指示に従わないなどがある

再侵入しないか確認(侵入しない)
 **管理職に報告**

第二段階 緊急対応 (被害防止)

○第一発見者

- 周辺生徒の安全確保
- 近くの教員または生徒に職員室への報告

**管理職**

- 校内放送等で、生徒、教職員へ指示をする。
(校内緊急放送)

「〇〇先生（生活指導主任）、お荷物が届いています。」

(繰り返し)

- 小松川警察署へ通報（03-3674-0110）
- ケガ人発生の際は救急車の要請（119番） 江戸川消防署 03-3656-0119

教職員

○男性教職員 ※複数対応

不
審
者
対
応

- 落ち着かせるように丁寧な対応を心がける
- 隔離できる場所へ連れて行く努力をする
- 所持品（凶器など危険物）の確認の努力をする
- 不審者との距離を1.5m以上確保する
- 不審者の移動を阻止する。攻撃に備え、防御できる身近な道具を活用する
(ほうき、椅子、机、消火器など)
- 不審者の気をそらさせ、生徒に近づけさせない
- 警察が到着するまで生徒に危害が及ばない配慮

○女性職員 ※動搖を鎮めるような冷静な支持

生
徒
の
安
全
確
保

- 生徒の人数確認と教室の窓を閉め、扉の前を机などで封鎖する
- 教室で待機、避難についての指示を待つ
- 避難指示の際は大声での確に指示する「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」
- 避難場所での人員点呼
- 支援を要する生徒への対応は十分に配慮する。
- 生徒の安全確認後、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む
- 負傷者の対応 ⇒ 管理職への報告

症状確認、保護、応急処置、救急車への付き添い

当該生徒保護者、教職員家族への連絡

警察又は教職員による不審者の保護・身柄確保

第三段階 緊急措置(被害防止)

総括 (管理職不在時の責任者を決めておく)

校長

- ・警察と連携し、事故状況や被害などの情報をまとめる
- ・緊急職員会議を開き、全教職員に対応の伝達、指示を行う
- ・マスコミや保護者からの問い合わせについて、対応窓口を一本化して対応する。
- ・生徒の下校について判断するための情報を収集する。
- ・生徒、教職員の安否、校舎等被害状況などを教育委員会へ報告する。
- ・近隣小中学校への情報提供
- ・家庭用通知文を作成する。
- ・地域対応を協議会と検討し、必要な支援を要請する。

教職員

- ・生徒の不安を緩和する。
- ・全校集会を開き、状況説明と今後の対応を指示する。
- ・下校等が決定するまで安全を確保し、待機させる。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。

第四段階 生徒の下校について

教職員

- ・生徒の避難を完了し安全を確保したら、下校についての判断を校長が行う。
ア：不審者による混乱が少なく、教育活動に支障がない場合は、授業を再開する。
イ：不審者による混乱や被害が大きく、授業続行が不可能な場合は、生徒の保護者へ連絡を取り、以下のA～Cの対応をとる。
電話、配信メール、学校ホームページ、地域有線放送など

A

生徒が落ち着いた状況であり、通学路の安全を確認した場合、生徒を帰宅させる。
(状況により集団下校)

B

生徒の状態が不安定であったり、通学路の安全等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で待機後、下校させる。

〔保護者の迎えを要する際は、連絡を取り、緊急時引き取りカードを利用し、
確実に保護者へ引き渡す〕

C

家庭連絡等により保護者が迎えにきた際は緊急時引き取りカードを利用し、確実に保護者へ引き渡す。

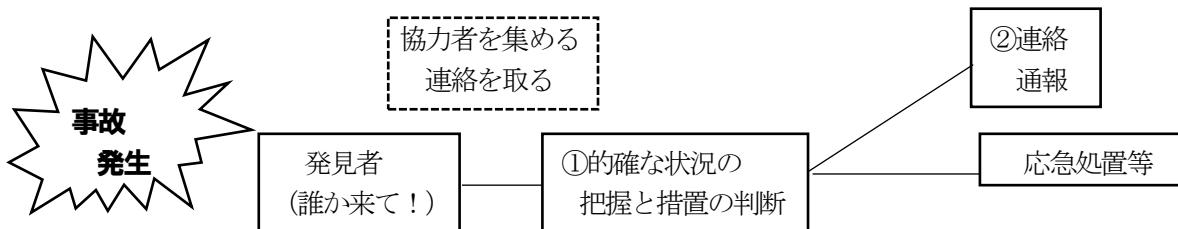
7. 事故発生時の対応について

小松川警察署 03-3674-0110

江戸川消防署 03-3656-0119

(1) 事故発生現場での状況把握と措置

事故が発生した場合は、下記の内容がほぼ同時に行われなければならない。そのためには日頃から必要な知識と技術を身に付け、緊急時にあわてないで的確な判断と措置ができるようにしておくことが必要である。



① 的確な状況の把握と措置の判断

◎ 事故現場での措置

- ・何が起きているのか状況をつかむ。
- ・避難誘導等が必要かどうか判断する。
- ・怪我等がある場合は、生命にかかわるものか、急がずにじっくり対処してよいものか判断する。
- ・現場でのリーダーは一人でよい（指揮系統を明確に）

・どこに、どのように連絡・通報するか判断する。

・状況によっては、事故等の原因を聞き取る。

② 連絡・通報

◎ 校内の連絡・通報

事故発見者は、措置の判断・必要に応じて応急処置等を行うとともに、校内の関係者（校長、教頭、養護教諭、担任等）への通報を行い、協力を得る。

通報内容
①いつ（今から何分ほど前等） ②どこで（校庭・プール・体育館等）
③だれが（何年何組の誰等） ④どうして（発生原因等）
⑤どうなった（意識・外傷の状態等）

◎ 保護者への連絡が必要な場合

- ・誠意ある言葉と態度で対応し、精神的ショックを与えないように細心の注意を払って行う。
- ・事態を正確に伝え、個人の推測を交えた表現や感想は慎む。

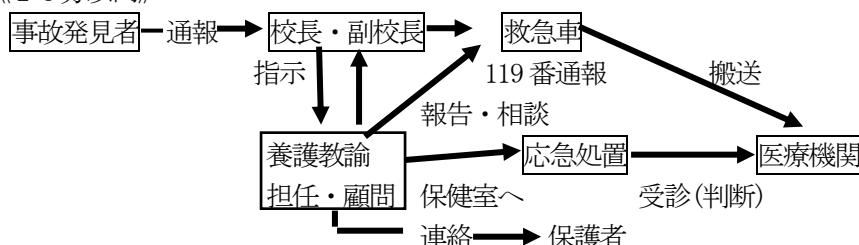
(2) 事故発生時の緊急連絡体制

校内での怪我や交通事故発生時の緊急体制及び対応

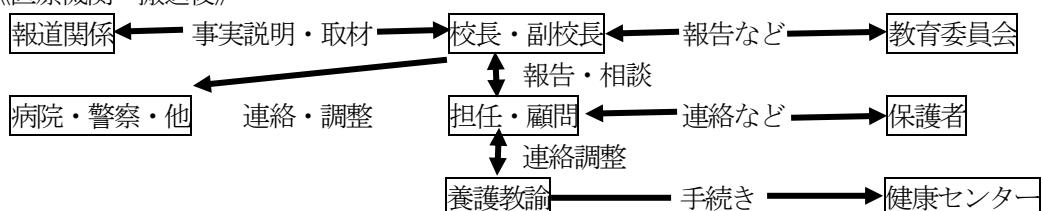
校内での怪我や登下校時の交通事故発生時の緊急連絡・通報は、一刻を争う緊急事態に備え組織的に対応できるように緊急体制を確立するとともに、連絡網を整備しておくことが大切である。

① 緊急連絡体制（校内での怪我・登下校時の交通事故等）

《10分以内》



《医療機関へ搬送後》



② 緊急時における各担当の対応

担当者 対応及び留意点

発見者	<ul style="list-style-type: none"> ・急を要する時は、可能な限りの応急処置を行う。 ・養護教諭に連絡する（させる）。 ・校長に連絡し、状況を確認し必要に応じて立ち会いを依頼する。 (発生の状況、とった処置について報告)
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡及び、医療機関の指定希望を確認する。 ・負傷の時は、医療機関へ付き添う。 ・事故事例を教材にした安全指導する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急処置をする ・必要に応じて校医に連絡をし、医療機関への受診を相談（判断）する。 ・医療機関（科）を選定し、連絡依頼（連絡）する。 ・医療機関へ付き添う。 ・当該児童・生徒の容体と予後の把握をする。 ・必要に応じ、学校への連絡をする。 ・保護者に当該児童・生徒を引き渡す。 (健康センターの手続き等について説明する。) ・帰校後、医師の診断と予後について校長に報告する。 ・傷病者の応急処置、記録の整備、状況把握をする。
他の教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・担任不在となった学級への援助をする。 ・子どもの心のケアに努める。 ・事故を教材化した、保健・安全指導を行う。 ・施設、整備の応急処置を行う。

(3) 事故発生後の報告と事後処理

① 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会指導室に報告し、指導・助言を受ける。

ア. 事故発生

イ. 事故発生状況の調査

ウ. 報告書の作成

エ. 教育委員会指導室

② 日本教育・学校健康センター申請手続きの実際

重大事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められるので記録は正確にとり長期にわたって保存する。 【申請手続きの流れ】

(一)申請書の作成(学校：養護教諭・担任・顧問) ⇒

(二)日本体育学校保健健康センター ⇒ (三)学校 ⇒ (四)保護者

③ 記録の管理

- ・事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存する。

④ 一般児童・生徒への指導

- ・一般児童・生徒が不安に陥ることのないように配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、出来るだけ早く説明するとともに、安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

⑤ 対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

⑥ 家庭への説明

- ・重大事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので必要と認めた場合は、一般家庭への説明の場を意図的に設定する。

(4) 水泳事故

① 状況把握とその対応

- ア、事故発生に気付いたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静にする。
- イ、意識の有無などの状況を迅速に把握し、心肺蘇生（AEDの使用）や応急手当等をする。
- ウ、救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員又は生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
- エ、救急車には教職員が同乗する。
- オ、事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動搖を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

② 保護者への連絡、教育委員会への報告

- ア、担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- イ、校長と担当教員は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ウ、校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故概要の第一報を教育委員会に報告する。
- エ、必要に応じて速やかに学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- オ、教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

③ 事後措置

- ア、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- イ、外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱するこがないように配慮する。
- ウ、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。
- エ、事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- オ、生徒の心のケアに努める。

④ 水泳における事故防止

- ア、安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- イ、生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身に付けさせる。
- ウ、あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。
- エ、プールの使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排（環）水口の蓋等の安全対策、各設備の点検を隨時行う。
- オ、緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。

(5) 部活動に関する事故

ア 熱中症

① 状況把握とその対応

- ア、意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。
特に、熱中症の疑いがある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考えて処置をする必要がある。さらに、意識が無い場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- イ、救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、体を冷やす処置を続け、場合によっては心肺蘇生（AEDの使用を含む）などの救命措置を的確に実施し、校長に連絡する。
- ウ、応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。
その際、体位、保温（熱中症が疑われる場合は体熱の放散）、環境に配慮する。
- エ、救急車には、教職員が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も、校長の指示があるまでは生徒に付き添い続ける。

オ、事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動搖を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

②保護者への連絡、教育委員会への報告

ア、顧問又は担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。
事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。

イ、校長と顧問は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

ウ、校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。

エ、必要に応じて速やかに学校医へも連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

オ、教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

③事後措置

ア、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。

イ、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。

ウ、外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。

エ、事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

オ、生徒の心のケアに努める。

④熱中症の事故防止にむけて

ア、安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て指導を行う。

イ、熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。

A：気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気を配ること。

B：長時間にわたって直射日光の下で活動することを避けること。

C：屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.2%程度の食塩水やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。

D：生徒の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。

ウ、熱中症が起りやすい条件としては夏季に集中することが多いが、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておく。

エ、熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、生徒にも、その発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

イ　けが・意識不明　等

①状況把握とその対応

ア、意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。

イ、救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意し、心肺蘇生（AEDの使用を含む）などの救命措置を的確に実施し、校長に連絡する。

ウ、応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。
その際、体位、保温、環境に配慮する。

エ、救急車には、教職員が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒に付き添い続ける。

オ、事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動搖を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

②保護者への連絡、教育委員会への報告

ア、顧問又は担任（不在時は学年主任など他の職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。
事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。

- イ、校長と顧問は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ウ、校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
- エ、必要に応じて速やかに学校医へも連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- オ、教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

③事後措置

- ア、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- イ、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ウ、外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- エ、事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- オ、生徒の心のケアに努める。

8. 登下校中の交通事故への対応について

I. 事故発生時

- ① 状況把握 ※記録には、必ず時系列を記入する。
 - ・交通事故の通報を受けた職員は、メモをとる。(何時何分の電話)
「誰からの情報・いつ・どこで・誰が(被害者)・どうした(接触事故・意識不明など)」
 - ・交通事故の通報を受けた職員は、メモを元に管理職に報告する。
 - ・管理職は、教職員を2名以上、現場に派遣する。(携帯電話・筆記具を必ず持参する)
- ② 現場での救急(応急)措置 ※記録には、必ず時系列を記入する。
 - ・救急車、パトカーが到着していない場合は、消防署、警察署へ連絡の有無を確認する。
 - ・自校生徒であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確保する。
 - ・救急車の導入路を確保し、到着後、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
 - ・職員1名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、別途、搬送先の病院に赴く。
 - ・職員1名は現場に残り、事故の情報を収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会う。
 - ・保護者が病院に到着していない(保護者への連絡が未了の)場合、保護者へ、
事故発生の事実を知らせ、搬送先の病院へ向かうように伝える。
- ③ 関係機関との連携
 - 管理職の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。
 - ・消防(119番) - 救急車の要請を行う。
 - ・病院 - 負傷者の治療のため、状況説明を行う。
 - ・警察(110番) - 校長は、事故の発生状況等について情報収集を行う。
 - ・保護者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話しあり混迷のものと)を伝える。
 - ・教育委員会 - 管理職は、すぐに区教育委員会に電話で報告する。

後日、事故報告書を提出する。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する際は、管理職に窓口を一本化する。

II. 危機終息後の対応

①原因の究明

生活指導部を中心に、事故の情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明する。必要に応じて、管理職は区教育委員会に報告する。

②支援・援助

校長と担任等が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。

また、保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

③心のケア

事故を目撃した児童や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、医師やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④報告

事後措置の状況を区教育委員会へ報告する。

III. 危機の予防対策

①定期的な通学路の点検を実施するなど、全職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む体制を整える。

②生徒に対する交通安全指導については、道路横断時の安全確認など、通学上の危険要因を具体的に取り上げ指導する。

③心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

9. 防災・防犯対策について

I. 校内体制について 危機管理マニュアルの改訂など

①生活指導部が安全教育計画の企画・実施を行う。

月1回の避難訓練

年1回の地区別班編成に見直しと集団下校訓練

引き渡しカードの作成と引取り訓練など

②年度当初に生活指導部が校内組織の再編成を行う。

II. 安全点検と安全対策

①施設・設備の点検・整備

学期ごとに施設・設備の防火・防災・犯罪防止の視点から教職員が行う。(規則28条第1項)

定期的に教室など日常的に使用している箇所を教職員が点検する。

②避難経路の点検・整備

避難経路の確認・防災設備の点検などを教職員で行う。(避難経路に障害物がないかなど)

③備品や備蓄の点検

ハンドマイクなどの保管場所の確認などを教職員が行う。

区防災課との連絡・確認を副校長が行う。

④通学路の安全点検と安全対策

生徒の通学路の安全点検を教職員が行う。

○災害発生の備え

ブロック塀の多さ・落下物の有無など

一時集合場所・避難場所などの確認など

○交通事故の防止

ガードレールの有無・事故現場の確認など

○防犯の備え

街灯・こども110番の家の確認など

III. 防災・防犯教育

①防災教育

○自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度を身につけさせる。

主体的に行動できる生徒・支援者となれる生徒の育成

○教科・特別活動・総合学習を活用した横断的な防災教育を行う。

ハザードマップの作成・活用など

②防犯教育

生活指導部が警察との連携を深める。

生活指導部によるセーフティ教室の計画・実施

10. アレルギー対応について

I. 校内体制の確立

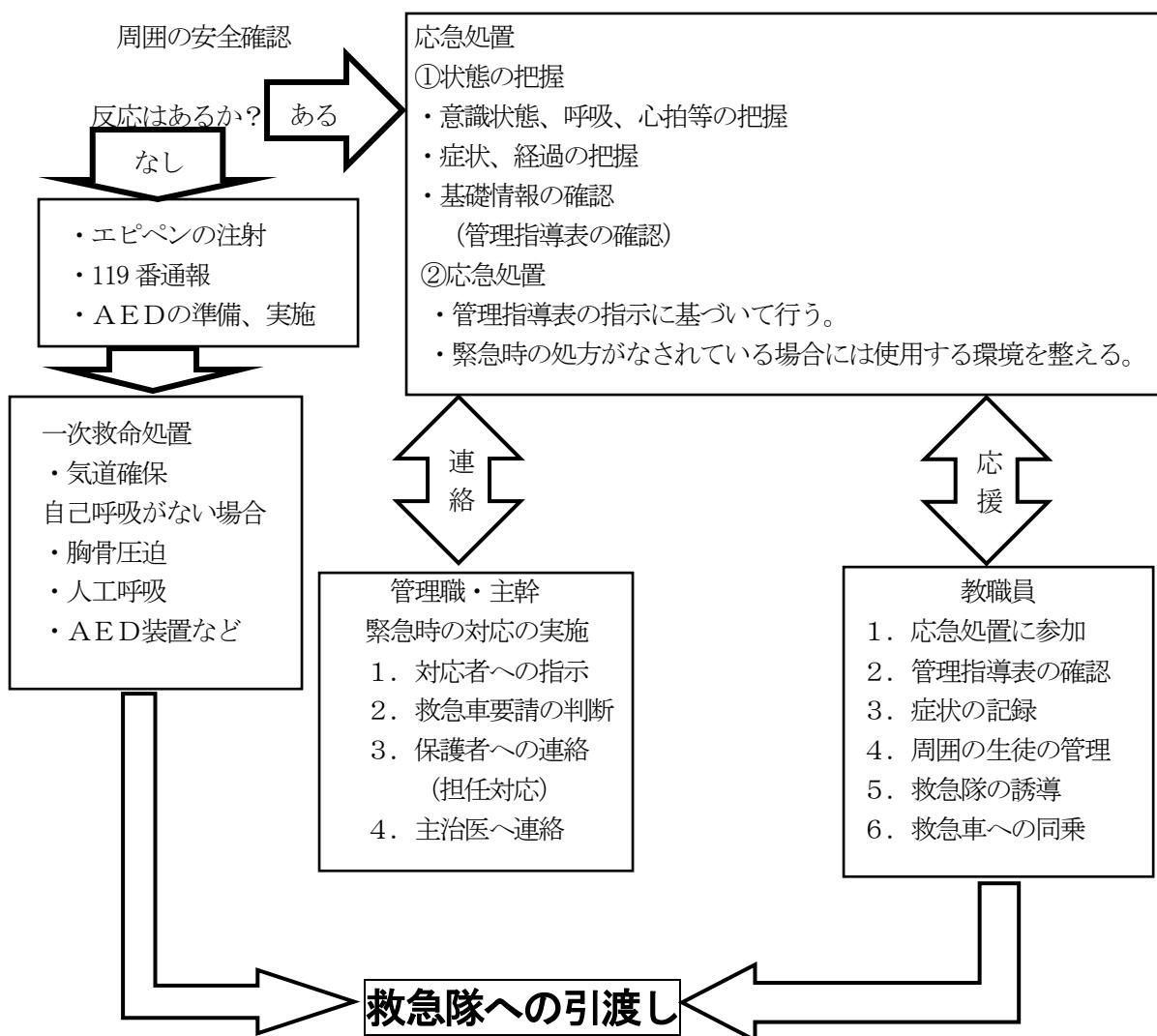
①入学前、各年度当初にアレルギー調査を実施し、状況を把握する。

②食物アレルギーは毎月、管理職を含む保健給食委員会で確認する。

③朝の職員打ち合わせで、当日のアレルギー食物と献立の確認を各学年で行う。

II. 異変発生

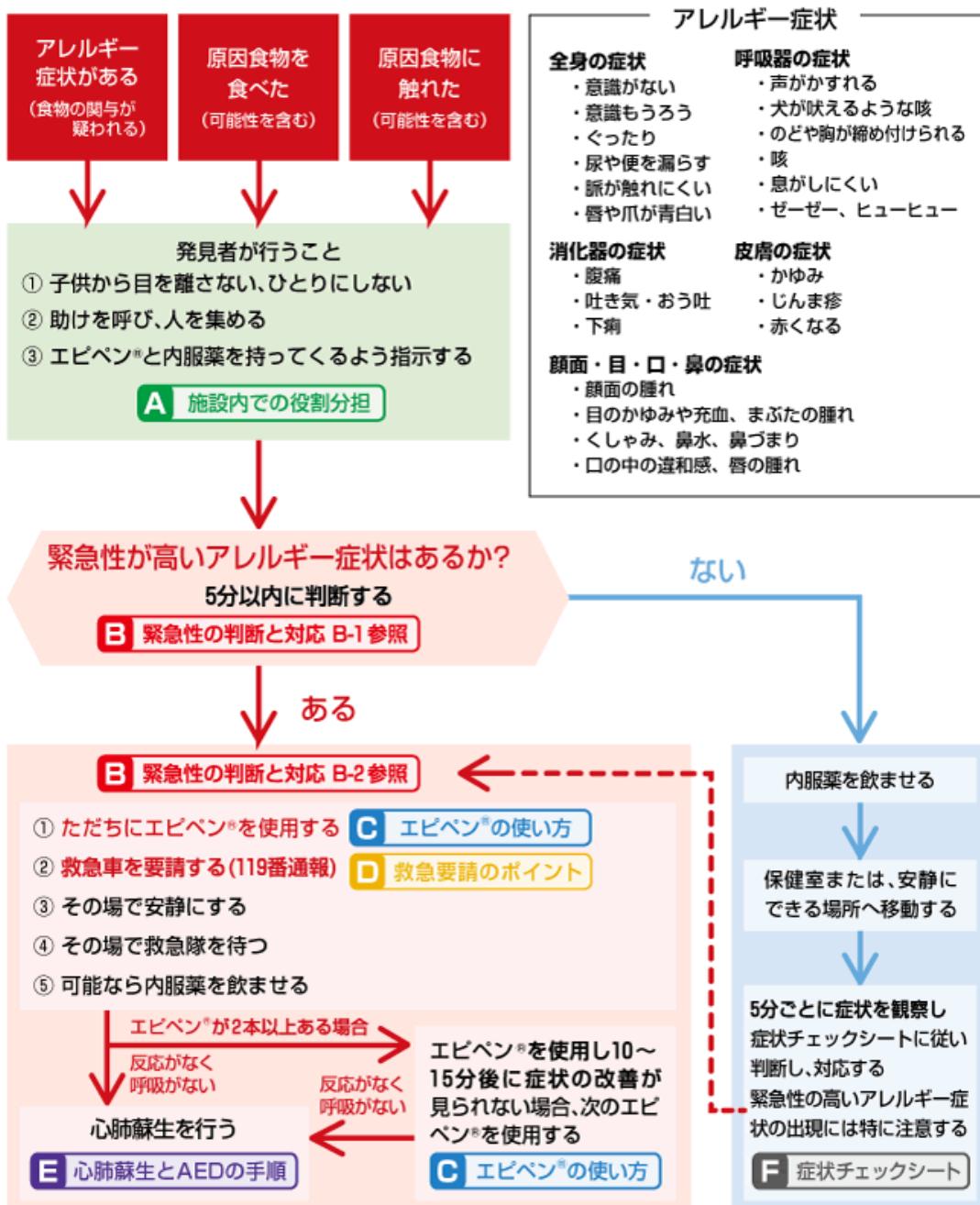
異変に気付く（発見者） ※大声で応援を呼ぶ



11. 各種対応について（東京都アレルギー症疾患対策検討委員会より抜粋）

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



2017年 3月版



B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいため不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ C エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかりと抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中（Ⓐ）よりやや外側に注射する

仰向けの場合



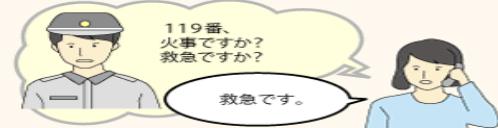
座位の場合



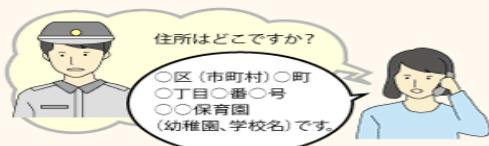


救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

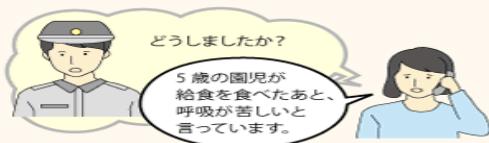


① 救急であることを伝える



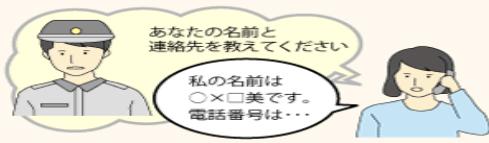
② 救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エビベン[®]の処方やエビベン[®]の使用の有無を伝える



④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

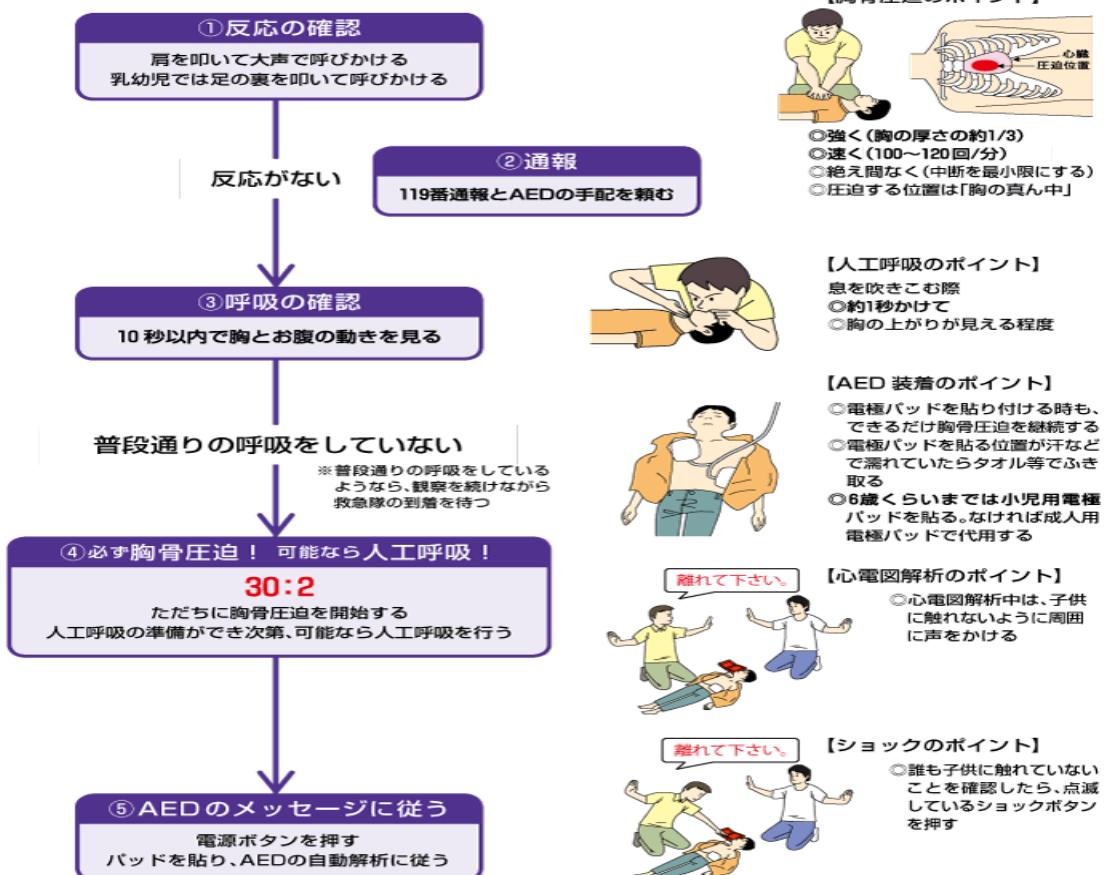
※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



F

症状チェックシート

- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆■の症状が1つでもあてはまる場合、エビベン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエビベン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エビベン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいくらいまたは不規則
- 脣や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

□ 数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回の嘔吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエビベン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エビベン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、■の症状が1つでも
あてはまる場合、エビベン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに
症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

附則：災害時の服務について

災害対策基本法 最終改正：平成二五年六月二一日

第一章

第四条 2

都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

○大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について

平成一〇年七月一日 一〇教人職第一七八号 区市町村教育委員会教育長

大震災時における学校教職員の避難所業務従事等の扱いについての基本方針

一 避難所業務と学校教職員との基本的関係

(一) 学校と避難所の関係

教育委員会及び学校は、区市町村長が、災害対策基本法第五〇条及び災害救助法第二三条等に基づいて設置

する避難所について、避難所の設置と運営に協力する。

(二) 避難所の指定

ア 都立学校

都立学校長は、区市町村長から避難所指定について要請があった場合には、「都立学校の避難所指定に関する要綱」

(平成八年一月八日付七教総総第八五七号)に基づき、区市町村長と避難所施設利用に関する協定書を締結する。

イ 区市町村立学校

区市町村教育委員会は、上記、要綱に準じて、避難所指定の取扱いを定めることが望ましい。

(三) 学校における避難所業務の位置づけ

イ 区市町村立学校

各区市町村において、都立学校と同様に、避難所の開設・管理運営に対する学校の協力や教職員の参集態勢

勢について、要綱等に明記することが望ましい。

(四) 避難所の管理運営と学校教職員の役割分担

ア 避難所の管理運営責任

避難所の管理運営は、区市町村長の責任体制の下に行われるものであり、学校教職員は、学校長の管理の

下において、緊急対応として避難所管理運営業務に従事するものである。

イ 区市町村職員と学校教職員との役割分担

避難所に指定された学校の校長は、区市町村の教育委員会及び防災担当部局とあらかじめ協議を行い、
学

校教職員の職務分担、避難所業務に従事する期間、初動体制等の具体的計画を策定する。

エ 避難所管理運営業務の行政部局職員への移行

避難所管理運営の業務は、教育活動再開のための準備を考慮し、おおむね一週間程度を目途として計画し、

徐々に区市町村の行政部局職員による管理運営へと移行させていくこととする。

江戸川区地域防災計画

第3部 対応態勢

第1節 非常配備態勢（勤務時間内）

区長は、区内で災害（災害救助法の適用基準に達する程度の災害をいう。）が発生、または発生のおそれがある場合に、災害対策本部を設置したときには、非常配備態勢の指令を発し、職員を配備する。

また、特別非常配備態勢により災害応急活動を始めた場合、職員の参集状況及び災害の推移・経過等を考慮し、非常配備態勢に円滑に移行できるよう指示する。

第3節 特別非常配備態勢（勤務時間外）

1 職員の参集

夜間・休日等の勤務時間外に大地震（震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した際には、早期の段階で要員・体制確保する。

(1) 職員の配備

勤務時間外に震度5強以上（危機管理室職員及び土木部職員は震度5弱以上）の地震が発生した場合は、参集指示がなくともあらかじめ定められた場所に自主参集するものとする。